

# APIR Trend Watch

No. 5

## — 震災復興の本格化に向けたがれき処理の現状と課題—

震災復興の足がかりとなる、がれき処理の遅れが目立っている。本稿では被災3県(岩手県・宮城県・福島県)におけるがれき処理を巡る現状と課題を整理する。がれき処理を円滑に進めて復興を本格化させるには、広く他県で処理を分担する「広域処理」を推し進めるほか、処理に必要な事務手続きの簡素化や仮設焼却炉に関する規制緩和等、非常時に即した政府の柔軟でスピード感のある対応が求められる。

### (1) がれき処理の遅れ

東日本大震災からの1日も早い復旧・復興が望まれるなか、喫緊の課題の一つとなっているのが、災害廃棄物(がれき)の速やかな処理である。環境省の推計によると、地震・津波によって発生した災害廃棄物は岩手県、宮城県、福島県合計で22,528千トンにのぼり、これは3県で排出される一般廃棄物の約11年分に相当する。

このため政府は、災害廃棄物処理事業費として平成23年度第1次補正予算で3,159億円、第3次補正予算で3,860億円、平成24年度予算で3,442億円を計上したほか、平成23年5月16日に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」を、8月26日に「復興施策に関する事業計画と工程表」(以下、工程表)を策定し、国・県・市町村が役割分担してがれき処理を進めることを決めている。

マスタープランや工程表では、最終処分までに大まかに以下のような3段階の目標を設定している。

- ① 平成23年8月末目標：居住地近くのがれきを仮置場へ搬入
- ② 平成24年3月末目標：解体によって生じるもの等、その他のがれきを仮置場へ搬入
- ③ 平成26年3月末目標：粉碎・選別、原燃料利用、焼却、埋め立て等の中間処理・最終処分

環境省資料によると、①平成23年8月末目標については警戒区域を除く全ての市町村で達成されているものの、②平成24年3月末目標については一部の市町村で遅れが生じており、③中間処理・最終処分についてはほとんど進んでいない状況である。

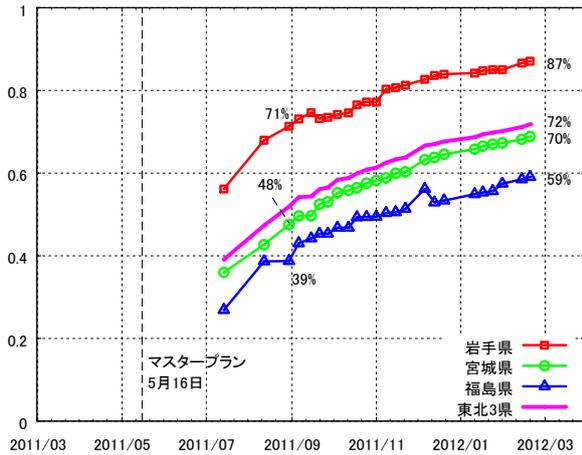
図表1では、環境省がおおよそ週1回公表している「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」をもとに、②平成24年3月末目標であるがれきの仮置場への搬入率(以下、搬入率)を順次プロットしている。8月末時点では、最も高い岩手県でも搬入率は71%、宮城県と福島県はそれぞれ48%、39%といずれも高くない。その後も搬入のペースは早まらず、2月20日時点でも岩手県87%、宮城県70%、福島県59%、東北3県で72%と、3月末目標の達成は厳しい状況にある<sup>1</sup>。

図表2より2月20日時点でいくつかの市町村について個別の状況を見ると、宮城県石巻市の遅れが目立っていることがわかる(搬入率45%)。石巻市のがれき推計量は6,183千トンにのぼり、岩手県合計(4,755千トン)を上回る。搬入済量は2,806千トンと多いものの、がれき総量が膨大であるため、処理が追い付いていない状況である。

③平成26年3月末目標の現状を、図表2の最右列の中間処理・最終処分割合に示した。震災後おおよそ1年が経過して3県合計で5%程度にとどまっており、これについての目標の達成も危ぶまれる。

<sup>1</sup> このような状況から政府は11月29日に工程表を改訂し、一部の自治体については「損壊家屋等の解体量が多く、大規模な建物が含まれ解体に時間を要することから」、「遅くとも平成25年3月末までを目途に完了させる」としている。

図表 1 仮置場への搬入状況



資料:環境省公表資料より作成。

図表 2 災害廃棄物処理の進捗状況  
(平成 24 年 2 月 20 日現在)

県	市町村	がれき推計量 (千t)	仮置場への搬入済量 (千t)	処理・処分量計 (千t)	搬入率 (%)	処理・処分割合 (%)
岩手県	陸前高田市	1,016	934	91	92	9.0
	釜石市	762	376	91	49	11.9
	岩手計	4,755	4,140	367	87	7.7
宮城県	仙台市	1,352	1,315	131	97	9.7
	石巻市	6,183	2,806	302	45	4.9
宮城県	宮城計	15,691	10,805	719	69	4.6
福島県	いわき市	700	451	68	64	9.7
	南相馬市	640	433	3	68	0.5
福島県	福島計	2,082	1,230	90	59	4.3
3県合計		22,528	16,175	1,176	72	5.2

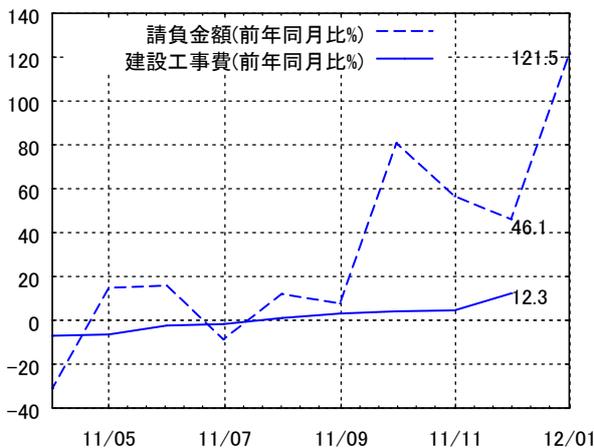
資料:環境省公表資料より作成。

(2) がれき処理の遅れが震災復興本格化への障害に

こうしたがれき処理の遅れにより、インフラ整備などの震災復興にも遅れがみられる。図表 3 では、東北地方の公共事業について、契約ベースである公共工事請負金額と出来高ベースの建設工事費とを比較している。12 月の請負金額は前年度比 46.1%と大幅に上昇し、翌年 1 月には同 121.5%と 2 倍以上に増えている。一方で、建設工事費は 12 月で同 12.3%と、請負金額ほどには上昇していない。補正予算が確定し契約が急増したものの、公共事業の執行の本格化には至っていないという状況がうかがえる。

公共工事をはじめとする震災復興の本格化は、2012 年度の日本経済の成長を相当程度下支えすると期待されている。図表 4 は、APIR「第 90 回 景気分析と予測」で想定した、平成 23 年度の 4 度にわたる補正予算(復興経費でないものを含む)と平成 24 年度予算のうち「東日本大震災復興特別会計(仮称)」の四半期ごとの支出パターン(実効ベース)である。復興需要が含まれる公的固定資本形成の総額は約 7.8 兆円(うち公共事業は 3.6 兆円程度、復興交付金を加えると 4.6 兆円~5.6 兆円程度)と大きい。なお APIR「第 90 回 景気分析と予測」では 2012 年度の GDP 成長率を 1.8%と予測し、そのうち公的需要の寄与度を 0.4%ポイントとしている。支出規模に比してそれほど高い寄与となっていないのは、2012 年度一般会計の公共事業関係費が前年度より削減され、かつ被災地以外の公共事業が抑制される可能性があるためである。がれき処理の遅れによってインフラ整備が進まなければ、公的需要の寄与はさらに下振れし、東北の復興のみならず足下の景気回復もおぼつかないものとなる。

図表 3 公共工事の請負と支出(東北)



注:建設工事費は公共と民間の合計。  
(2010 年度の公共工事は全体の 52%)  
資料:国土交通省「建設総合統計」、  
東日本建設保証株式会社  
「公共工事前払金保証統計」

図表 4 2011 年度補正予算と 2012 年度復興特別会計の支出パターンの想定

	(単位:億円)						計
	政府最終消費支出	公的固定資本形成	家計への所得移転	企業への所得移転	家計消費	民間住宅	
11Q2	1,789	5,112	326	65	0	0	7,292
11Q3	2,951	6,775	1,196	479	0	0	11,402
11Q4	3,227	5,757	1,631	684	0	0	11,299
12Q1	5,045	10,437	1,682	2,384	0	389	19,938
12Q2	8,421	14,860	3,245	5,643	0	1,167	33,335
12Q3	8,421	14,860	3,245	5,643	0	1,167	33,335
12Q4	9,779	12,660	3,524	2,630	0	389	28,983
13Q1	6,216	7,306	381	400	0	0	14,303
11年度	13,013	28,081	4,836	3,612	0	389	49,931
12年度	32,836	49,687	10,394	14,316	0	2,723	109,956
計	45,849	77,768	15,230	17,928	0	3,112	159,887

注:公的固定資本形成には公共事業費、復興交付金のほか、台風 12 号等に係る災害対策費等、復旧・復興事業と直接関係のない経費も含まれる。  
資料:APIR「第 90 回 景気分析と予測」

### (3) 早期のがれき処理にむけた方策

現地では仮置場が不足している地域もあり、がれきの搬入に困難をきたしている。県内の中間処理・最終処分を行う施設にも限界があることから、被災自治体は他地域での「広域処理」を要請している。広域処理の状況としては、全国に先駆けて東京都が本格的な搬入を開始し、神奈川県や埼玉県が広域処理の受け入れに好意的な姿勢をみせているものの、全国的な広がりを見せるには至っていない。

広域処理を進めるためには、放射性物質への懸念を払拭することが第一である。このためには安全基準を明確化し、処理指針を強化していく必要がある。こうした主旨から、関西では関西広域連合が12月10日の委員会で政府への要請をまとめ、がれき処理の受け入れを検討している。『関西経済白書』でも述べたように、関西広域連合は震災直後の早い段階から、カウンターパート方式を採用するなど、広域行政組織としての強みを活かして被災地対応に尽力している<sup>2</sup>。復旧段階から復興段階への橋渡しとなる中間処理・最終処分においても、関西広域連合が指揮をとることで、関西の各府県が情報を共有し、広範にかつ効率的に対応にあたるのが期待される。また大阪府は、12月27日に「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を独自に策定している。

早期のがれき処理のためには、広域処理を進めることに加え、被災自治体による処理も、より効率化・迅速化させていく必要がある。そのためには補助金交付申請に伴う事務手続きの簡素化や、仮設焼却炉の立地に関する規制緩和等、非常時に即した政府の柔軟でスピード感のある対応が求められる。2月20日現在の仮置場面積は3県合計978haであり、東京ドーム209個分に相当する。広大な敷地を有効活用し復興計画を推し進めていくためにも、早急ながれき処理が求められている。



岩手県釜石市の損壊家屋(2011年8月19日)  
資料:APIR



宮城県南三陸町の仮置場(2011年8月20日)  
資料:APIR

< 研究員 岡野光洋, contact@apir.or.jp, 06-6441-0550 >

- ・本レポートは、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当研究所の見解を示すものではありません。
- ・本レポートは信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された内容は、今後予告なしに変更されることがあります。

<sup>2</sup> 財団法人関西社会経済研究所(現:APIR)『2011年版 関西経済白書』第5章 コラム:関西広域連合の震災対応、pp.193-194。